

新型コロナウイルス核酸増幅検査 TMA 法

新型コロナウイルスの行政検査には、PCR 法、LAMP 法、TMA 法があり、全てが「核酸増幅検査」になります。特に TMA 法は令和 2 年 8 月 18 日に厚労省の薬事承認を受け、新たに行政検査として認められた検出感度に優れた検査法です。現行の PCR 法と同等の感度に加え、特異的な遺伝子配列を同時に検出することで変異による偽陰性リスクが低減し、さらには検査時間が大幅に短縮され、国立感染症研究所が行う「感染研法」と検査結果が 100%一致した検査法です。米国内では SARS-CoV-2 検査の 1/3 をこの TMA 法(HOLOGIC 社: Aptima®Multitest)で実施されています。また、東京都・大阪府では行政検査として PCR 法と共に用いられています。

名古屋医師協同組合 名古屋臨床検査センター